

第Ⅰ編 総論

計画の前提

第1 目的

この計画は、市行政の立場から、基本構想に示された課題に取り組み、その基本目標である「人間のあすへのまち」を実現することを目的とします。また、この計画は、三鷹市自治基本条例とともに計画的な市政運営の指針となるものです。

第2 性格

この計画は、主として市が推進主体となる施策について、基本的な考え方、体系、主要事業の目標や実施時期等の内容を定めます。ただし、計画の実現にあたっては、市だけでなく、市民、国、東京都、他の自治体、関係機関、関係団体、事業者、NPO等との連携や協力が必要となりますので、これらの推進主体に係る施策についても掲げています。

第3 目標年次

この計画の目標年次は、概ね 2022 年（平成 34 年度）とします。

ただし、第4次基本計画は、計画期間を4年毎の3期（前期・中期・後期）に分け、見直し（ローリング）を規定しています。（【図表Ⅰ－1】参照）

【図表Ⅰ－1】第4次基本計画における見直し（ローリング）時期等について

年度(平成)	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
	○				○				○			
	第4次基本計画											
	前期				中期				後期			

○は市長選挙

第4 基礎指標

1 計画人口

計画人口は、概ね 175,000 人とします。

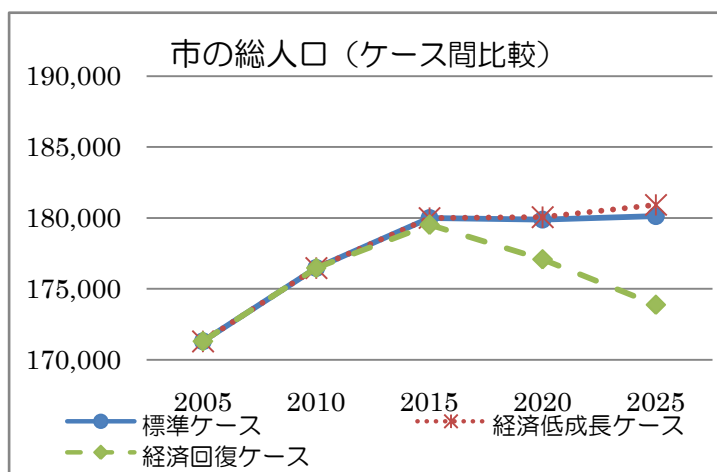
ただし、当面の人口増加に対応した都市施設等の整備を進める必要があるため、想定人口を概ね 180,000 人とし、成長管理によるまちづくりを推進します。

（注）平成 23 年に行った「計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測調査（以下「予測調査」という。）」によると、三鷹市の人口は、今後緩やかな増加傾向が続き平成 27 年度（2015 年度）には 180,000 人を超えることとなりますが、その後、平成 37 年度（2025 年度）までは、ほぼ横ばいで推移することが予測されています。一方、同推計モデルにおける経済状況の他のケース設定（経済回復ケース）においては、平成 27 年度（2015 年度）をピークに減少し、平成 37 年度（2025 年度）には 175,000 人を下回る推計値も出されています。

そこで今回の計画策定にあたっては、当面の人口増加に対応しつつも将来的な人口減少を視野に入れた政策構想が必要であると考えられるため、計画人口のほかに想定人口を設定し、まちづくりを推進することとします。

（【図表 I－2】参照）

【図表 I－2】 計画期間における将来人口の推移傾向



2 主要な財政目標の設定

市は、健全な財政運営を持続するため、具体的な数値目標を以下のとおり設定し、計画の策定に取り組むものとします。

次の「経常収支比率」、「公債費比率」、「実質公債費比率」及び「人件費比率」の4指標は、自治体経営の上で地方財政の健全性を診断するための重要な指標とされています。行財政改革の徹底を通して、収入と支出のバランスのとれた、安定した行財政運営の推進を図ります。

経常収支比率	概ね 80%台を維持 (特殊要因による場合にあっても 90%台前半に抑制)
公債費比率	概ね 10%を超えないこと
実質公債費比率	概ね 7%を超えないこと
人件費比率	概ね 24%を超えないこと

※経常収支比率…人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみる、財政構造の弾力性を示す指標。

※公債費比率…市債の元利償還金に充当される一般財源の標準財政規模に対する割合。

※実質公債費比率…市債の元利償還金の他に、公営企業の公債費に対する繰出金や一部事務組合の公債費への負担金などを算入した、実質的な公債費に充当した一般財源の標準財政規模に対する割合。

※人件費比率…報酬、給料、職員手当等、勤労の対価として支払われる経費の、歳出決算に占める割合。

3 財政フレーム

平成 22 年度は、平成 20 年秋のアメリカ合衆国を起点とした世界的な経済危機の影響により、三鷹市の歳入の根幹である個人市民税を中心に一般財源が大幅に落ち込むなどの大きな影響を受けました。その後も、市税収入の顕著な回復が見込めない中、社会保障関係費の伸びが続いており、三鷹市を取り巻く財政環境は依然として厳しい状況にあります。

平成 23 年 1 月に閣議決定された「平成 23 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度～新成長戦略実現に向けたステップ 3 へ～」では、経済成長率を実質 1.5%、名目 1.0%程度と見込み、景気は持ち直し、経済成長の好循環に向けた動きが進むと見込まれていました。しかし、東日本大震災の影響により、個人消費や設備投資が落ち込み、経済成長率が下方修正されるなど、今後の景気動向は不透明な状況にあります。

こうした厳しい財政状況の中で第 4 次基本計画の策定にあたっては、施策の「重点化」と「スリム化」をいわば車の両輪とするとともに、これまでのような人口増加による税収の増を前提とせず、「低成長時代」における緊縮財政を常に想定する計画とします。

また計画の「財政フレーム」は、平成 23 年度予算を基礎に今後の景気動向を見据え、市税等の推計を行いながら設定しますが、従前のような長期にわたる計画期間の財政フレームを設定することは、特に東日本大震災以降においては非常に困難であると考えます。そこで計画前期の 4 年間については、「主要事業」等を含めた歳出と、それに対応した歳入を推計して「財政フレーム」を明らかにしますが、計画の中期と後期については、経済状況等の変化に柔軟に対応し、財政状況を踏まえ、適宜見直しを行う「財政の見通し」として位置付け、計画に掲載した事業も必要かつ柔軟な見直しを行います。特に、震災や原発事故が今後の経済や市の財政に及ぼす影響に注視し、的確な対応を図ることとします。

なお、市税等の推計にあたっては、「三鷹将来構想検討チーム報告書(平成 22 年 6 月)」や「計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測報告書」なども参考にして推計を行うものとします。

第5「第3次三鷹市基本計画(第2次改定)」の達成状況(平成22年度末現在)

平成20年3月に確定した「第3次三鷹市基本計画(第2次改定)」の達成状況としては、計画期間の達成目標を明示している主要事業271事業のうち、達成が238件、一部達成が29件、未着手は4件となっており、約9割の達成状況となっています。

各施策の主な事業の成果は以下のとおりです。

第1部 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる

第1 国際化の推進

外国籍市民に対する情報提供については、市の「英語版ホームページ」、「CITY NEWS」及び「外国語版生活ガイド」等を通じて行いました。特にホームページについては利用者の視点に立ったリニューアルをした結果、着実にアクセス数も増加してきています。外国人相談事業については、利用実績が少ない「ハングル」「中国語」については、平成19年度、22年度末をもってそれぞれ廃止しましたが、今後は「英語」の専門相談窓口とともに、通訳・翻訳ボランティアサービス制度の利用促進により、相談ニーズに的確に対応します。また、外国籍市民から市の施策につながる提言を受ける国際化円卓会議や財団法人三鷹国際交流協会を中心とした国際交流フェスティバルなどの国際交流事業の実施により、多文化理解を通して外国籍市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進しました。

第2 平和・人権施策の推進

積極的平和の意識を広めることを目的として、平成16年度から実施した「市民海外インターンシップ制度」は、海外でNGO等が行う活動・研修(ワークキャンプ等)に参加する市民に対して、その参加費用の助成を行うもので、参加後に報告会を開催してきました。毎年積極的に制度のPRを行い、報告会を通じて海外におけるNGO活動等への関心が寄せられましたが、平成21年の新型インフルエンザの世界的な流行の影響により、同年度をもって廃止しました。平成22年度は、三鷹・長崎平和交流事業を市制施行60周年記念事業として実施しました。

国際連合では、2001年から2010年を「世界の子どものための平和の文化と非暴力の国際10年」と定め、あらゆる場における平和と非暴力の実践を奨励してきました。市ではその趣旨を踏まえ、地球市民講座、平和カレンダー、CAPワークショップなどの事業を実施しました。

第3 男女平等社会の実現

男女平等参画条例が平成18年4月に施行され、男女平等に関わる事業等を開催する機会を捉えて啓発をしています。市民の認知度を高める必要があることから、引き続き男女平等行動計画を推進しながら普及啓発に努めます。仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)については、全国で7自治体のひとつとして、平成22年3月3日に「仕事と生活の調和推進宣言」を行いました。庁内連絡会議の機能充実については、毎年、「男女平等行動計画取り組みの現状」を作成し、意見交換及び情報共有を行っています。職員全体に男女平等参画条例の理念・目的を更に周知徹底するために、引き続き積極的に庁内連絡会議を利活用します。

第2部 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる

第1 情報環境の整備

ユビキタス・コミュニティ推進基本方針に基づき、民学産公の推進体制を整備するとともに、地域SNS、FAQシステムの導入、コンビニエンス・ストアにおける住民票等の証明書の交付を実現しました。

一方、行政手続きについても電子化を推進しました。庁内向けには、住民サービスを対象とした基幹系システムの活用や、統合型地理情報システム(GIS)を導入しました。また、東京電子自治体共同運営サービスを活用し、インターネットを利用した電子申請及び電子調達サービスの提供を開始しました。市のホームページから直接申し込みができる手続きなどを加えながら、対象業務・範囲を順次拡大しています。さらに、コンビニエンス・ストアや銀行のATM等で税

等の支払いを可能にするなど、市民の利便性の向上を目的とした電子化を進めました。

情報セキュリティについては、平成 14 年度からISMS(情報セキュリティ・マネジメントシステム)の整備に取り組み、現在 11 の部署(課)で認証を取得し、運用しています。

また、基幹系システムの使用期間終了に伴い、次期基幹系システムの構築を行っています。構築にあたっては、より一層のコスト削減と安定稼働の実現に向け、新たな技術や資源の導入を検討しています。

第2 都市型農業の育成

農地保全の目的で、平成 22 年度には生産緑地の追加指定を行いました。減少の一途をたどっている都市農地の保存を目的とする相続税制、生産緑地の制度について国等に要請をしました。農産物の生産性を高めブランド化に向けて、施設整備のために補助金を活用し施設整備を支援しました。農業経営基盤促進法に基づく、経営の強化のために農家自身が経営改善計画の作成をする認定農業者制度を平成 20 年度から導入し、農業委員会・東京都・JA東京むさしと協働し計画達成に向けた支援を行っています。農家の人手不足の解消に向け、東京都農林水産振興財団の青空塾事業等を活用し、JA東京むさしとの協働により市民の援農ボランティアの育成を引き続き行いました。ボランティアは市内各農場で活躍しています。

第3 都市型産業の育成

産業振興計画 2010 に基づく価値創造都市型産業の振興については、平成 22 年 10 月に制定した都市型産業誘致条例により、企業の進出を支援する体制を整えました。今後も特別用途地区などの都市計画的手法や補助金等による支援を通じて市内での事業立地を支援します。また、平成 21 年度に「『SOHO CITY みたか構想』の見直しと推進研究会」から「知識創造型産業が息づく『SOHO CITY みたか』のセカンドステージ」として意見集が提出され、今後の方向性が示されました。さらにアニメフェスタの実施や、ICT事業者協会の事業への支援を通じて、情報関連・コンテンツ事業者の集積を促進しました。

産業プラザの支援機能としては、コミュニティビジネスサロンの運営、ソーシャルビジネスへの支援、商工会と連携した経営・起業等相談業務の場として、充実を図りました。

第4 商業環境の整備

平成 19 年3月に制定した商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例に基づき、商店会等が実施するイベント、ハード整備等を支援し、市内共通商品券事業(三鷹むらさき商品券事業)の実施や商工会への経営・起業等相談業務(アドバイザー派遣)の委託、補助金事務の移管等を通じて、商店会連合会・商工会の組織強化を図りました。平成 20 年4月に、みたか都市観光協会が「みたか観光案内所」を開設しました。8月にはNPO法人となり、市内の様々な地域資源の活用・情報発信を進めました。市では観光協会や商工会等の関係団体との連携により、友好市町村等交流事業、観光振興事業のほか、三鷹「通」養成講座によるボランティア人財の育成事業を実施しました。

第5 消費生活の向上

消費者相談及び情報提供の充実については、消費者相談時間の延長を試行的に実施しました。あわせて消費者活動支援団体との連携強化を図り、消費者相談員を事業所・高齢者支援施設等へ派遣し、消費者被害防止啓発を行いました。また、消費者相談事例をホームページや広報に掲載したほか、関係機関のパンフレット等をイベント会場、高齢者支援施設等で積極的に配布しました。食品の安全性の確保では、関連セミナーを開催し、消費者教育の充実を図りました。

就労支援としては、月一回の仕事の相談窓口の開設や相談窓口ガイドブックを作成し、相談機能・情報提供を充実させました。また、ハローワーク三鷹、東京しごと財団などの関係機関と連携を深め、就職面接会や就職支援セミナーを実施しました。高齢者就業支援事業(わくわくサポート三鷹)では、事業内容を充実させ、利用者が大幅に増加するとともに、就職率の向上を図ることができました。なお、勤労市民講座(ゆとりセミナー)及び委託セミナーは、費用対効果を検証し平成 22 年度から実施を見送りました。

第6 再開発の推進

三鷹駅前地区再開発は、市の表玄関にふさわしい安全で快適な都市空間の創出と地域の活性化を目指すもので、三鷹駅前地区再開発基本計画（平成 17 年度改定）を基礎として推進しました。

平成 17 年5月に第 12 地区等東側地区協同ビル建設支援事業が完了し、続く平成 18 年3月に三鷹駅南口駅前広場第2期整備事業が完了しました。これにより、平成5年9月に完成した第1期事業部分とあわせ、全体で約 8,000 m²の駅前広場が整備されました。また、平成 19 年 11 月の西側地区協同ビル建設事業支援事業の完了にあわせて駅前デッキ西側を拡張し、人の流れの円滑化と駅前空間の一体化も図っています。

バリアフリーの推進にも重点をおき、機能性や利便性、安全性に配慮して整備を進めました。

第3部 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

第1 安全で快適な道路の整備

「バリアフリーのまちづくり基本構想」に基づき、重点整備地区として位置づけられた「三鷹駅周辺地区」を中心に、市内各所でバリアフリーに向けた整備を行いました。その結果、特定経路（三鷹駅周辺地区）の整備率 100%を達成したほか、まちづくり指標である「バリアフリー道路」の延長についても目標値を大幅に上回ることができました。「バリアフリー化に向けて改修した道路」についても、目標値は達成できなかったものの着実な整備を進めることができました。ベンチのあるみちづくりについては、多くの市民の協力と寄付により平成 22 年度までに 165 基のベンチを設置しバリアフリー化を推進しました。

都市計画道路の整備は、目標値には届かなかったものの、三3・4・13号の早期完成を図るほか、三3・4・7号では、「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」に着手したことに加え、東側区間についても、東京都が連携をして事業化を目指しているところです。また、調布保谷線、東八道路、三3・4・19号の事業が進んでいることから整備率は今後上昇します。さらに、「多摩地域における都市計画道路整備方針」における優先整備路線等の事業着手や交差点すいすいプランの着実な実施についても、引き続き東京都に働きかけを行います。

なお、3・4・9号の整備については、都市計画道路を順次整備する中で取り組みに至ることができませんでした。

第2 緑と水の快適空間の創造

花と緑のまちづくり事業の推進については、地域の住民が主体となって展開する緑と水の活動に対し、きめ細やかに対応できる新たな協働推進のサポート組織の設置を平成 18 年から検討を進め、平成 21 年4月2日に「花と緑のまち三鷹創造協会」を設立、同年8月にNPO法人の認証を取得し法人化しました。同協会の活動を推進・支援しながら、役割分担と連携を図り平成 22 年9月には市制施行 60 周年記念事業となる「花と緑のフェスティバル」を開催しました。また、ガーデニングフェスタや街かどの花壇づくり、公園緑地を活用したコミュニティガーデンの整備などを同協会と協働して事業を展開しました。

安全で安心な公園づくりの推進については、「安全で安心な公園づくりガイドライン」に基づき、公園における防犯性や安全性の向上を図りつつ、市民参加による地域のニーズにあわせた公園のリニューアルを年2～3園程度、木製遊具等の老朽化による交換については年1園程度を、計画的に実施しました。

第3 住環境の改善

1 住環境の改善

土地利用総合計画 2010（都市計画マスタープラン）に基づき、敷地面積の最低限度や地区計画並びに特別用途地区の指定など、地域の特性に応じた様々な土地利用や協働のまちづくりに関する具体的取り組みを行ってきました。

住宅の建て詰まりを防止し、ゆとりある良好な住宅地の形成を誘導するため、平成 16 年度

には第一種低層住居専用地域で建ぺい率 50%以下の地域を対象として建築物の敷地面積の最低限度を100㎡と定め、平成20年度にはその他の住居系用途地域や準工業地域での最低限度も定めました。それらの取り組みに加え、地区計画によりそれぞれの地域の特性にあわせて建築物の緑化率の最低限度や用途の制限などを定めるとともに、環境配慮制度の導入により事業者に対して行政指導を行うなど良好な住環境整備の誘導に努めました。

また、三鷹風景・景観づくり計画2022(仮称)の策定にあたり、平成22年度はまち歩き・ワークショップの取り組みに加えて、「三鷹風景百選」の取り組みを行い、風景・景観づくりに向けた市民全体の機運を高めながら計画づくりの検討を進めました。

2 安全安心のまちづくり

平成16年4月に安全安心課を設置し、生活安全の推進母体である生活安全推進協議会を中心として、市民・事業者・警察等関係機関と連携して安全安心のまちづくりに取り組みました。防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定、安全安心緊急情報対応マニュアルの作成、安全安心情報ネットワークシステムの整備(安全安心メールの配信:平成18年2月開始)、生活安全に関するガイドラインの策定等、安全安心体制の整備を進めました。また、安全安心パトロール車による巡回(平成16年7月開始)及び安全安心パトロール車の貸し出し(平成19年11月開始)、安全安心・市民協働パトロールへの参加団体を募集するほか、子どもの安全対策として、地域安全マップの作成(平成16年12月)や地域安全マップシールを作成(平成17年12月)し、市内15小学校の児童へ配布し、活用を図りました。教育委員会では、防犯ブザーの貸与、子ども避難所の設置、学校安全推進委員(スクールエンジェルス)を小学校全15校に配置し公立小中学校全22校に防犯カメラを設置するなど、総合的な安全安心体制の推進を図りました。なお、主要事業に掲げた親子安心システムについては、子どもが携帯電話を学校に持ち込むことができないため、計画が進んでいない状況です。

第4 災害に強いまちづくりの推進

「地域防災計画」については、平成20年3月に改定しましたが、東日本大震災の教訓や新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業による防災拠点化などを考慮し、再度、見直しを行います。

災害用備蓄倉庫については、行政指標となっている設置数は目標を達成しましたが、今後は災害用備蓄倉庫未設置の避難所施設の解消を推進します。消防団詰所の整備は、平成21年度の第一分団詰所の完成により、全詰所の耐震化が完了しました。防災情報システムの整備については、地域防災無線の更新としてMCA無線を整備するとともに、全国瞬時警報システムJ-ALERTを整備し、防災通信体制の強化を図りました。

防災コミュニティづくりとしては、防災関係機関との連携を強化するため、防災関係機関連携訓練を隔年実施するとともに、避難所運営連絡会の拡充を図りました。推進体制の整備としては、事業継続計画の策定に取り組むとともに、災害時医療連携訓練を実施し、災害時医療体制の強化を図りました。また、自動体外式除細動器(AED)の設置の拡充を進めました。

第5 都市交通環境の整備

補完交通としてのコミュニティバスの整備・拡充については、平成18年に策定したコミュニティバス事業基本方針に基づき、新川・中原ルートの新規運行に向けた取り組みや既存ルートの見直しを地域住民の意見を聞きながら進めました。

駐輪場整備基本方針の策定については、誰もが安心して利用できる駐輪場を目指し、駐輪場の適正な管理運営、公平で適正な受益者負担等の検討を行いました。

自転車事故などに関する知識の習得や交通モラルの向上を促す自転車安全講習会を開催し、受講者には市独自の自転車安全運転証を交付するなど交通安全意識の高揚を図りました。また、平成20年度には国と警察庁が合同で実施するモデル事業地区としてかえで通りに自転車道の整備を行いました。平成21年度には子どもの安全を守り、子育てを頑張る世帯を応援する「幼児2人同乗用自転車レンタル事業」を開始しました。交通渋滞緩和や環境負荷軽減にもつながる取り組みとしてサイクルアンドバスライド3か所を設置しました。

第4部 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる

第1 環境保全の推進

1 環境保全

環境基本計画の推進については、みたか環境活動推進会議を設置し、市民・事業者・市の協働による環境保全への取り組みを進めました。公共施設の省エネルギー対策としては、平成10年度よりESCO事業を実施し、平成19年12月には日本経済新聞社が初めて全国の市区を対象に「環境保全度」「経済ゆたかさ度」「社会安定度」の3つの側面について測定、評価した「サステナブル度」調査において、三鷹市は1位となりました。平成21年度、22年度に実施したスーパーエコ庁舎推進事業では、庁舎の複層ガラス化、太陽光発電の導入、高効率照明の導入及び市役所中庭芝生化を実施するとともに、パンフレットの作成・配布やPRコーナーを設置するなど普及啓発に努めました。

環境学習としては、毎年多様な事業を行い、特に平成22年度に開催した市制施行60周年記念事業「みたか環境フェスタ2010」では、市民・市民団体・事業者との協働により環境保全の啓発等を行いました。

環境マネジメントシステム(EMS)は、ISO14001を取得した環境センター及び市庁舎等と、簡易版EMSを導入した公設公営施設で順調に運用しており、省エネルギー及び環境保全に効果を上げています。学校版EMSは、次年度以降のモデル校での実施を目指して準備を進めています。

2 公害防止

公用車の低公害車導入の割合は平成22年度で47.7%となり、目標である対前年増加を達成しました。今後も原則低公害車の導入を積極的に進めます。

環境に関する情報提供としては、環境測定データなど、公害発生の情報や公害防止に関する情報提供の内容の充実を図ってきました。また、環境報告書に相当する「環境保全のあらまし」を毎年発行し、冊子を作成するほか、ホームページにわかりやすく掲載することで情報の入手機会の拡充を図りました。

また、ダイオキシン類の発生抑制のため、野外焼却の禁止と小型焼却炉の使用禁止の指導を行うとともに、大気・土壌・河川等のダイオキシン類調査を行いました。

公共施設の環境対策(PCB・アスベスト・シックハウス等)及び公共施設の改修・解体工事におけるアスベストの飛散防止など、指導を徹底しました。

第2 資源循環型ごみ処理の推進

家庭系ごみの有料化の実施にあたっては、ごみ減量・有料化検討市民会議による答申を踏まえ、慎重に検討を進め、市民の意見を聞く会、パブリックコメント等を経て、平成20年12月に家庭系ごみ有料化に関する条例が可決された後、市民説明会など多岐に渡る啓発活動により周知を図りました。家庭系ごみ有料化後1年間の比較で、「燃やせるごみ」3,457t、「燃やせないごみ」709tの減量となり、総量としても3,771t、8.7%の減量・資源化を図ることができました。

新ごみ処理施設の整備については、新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会からの答申を踏まえ、平成18年3月に新ごみ処理施設整備基本計画を策定しました。基本計画に基づき、平成20年3月以降、新ごみ処理施設整備実施計画の策定、環境影響評価書の公示、都市計画変更の告示・決定、地元協議会の設置等を経て、平成22年8月より建設工事に着手しています。

第3 水循環の促進

1 上水道と雨水利用

石綿セメント製配水管の管種変更については、導水管の管種変更を含め、平成19年度にすべて完了しました。経年管の解消については、平成17年度から計画どおり事業着手し、経年管解消に向け、今後も着実に推進します。多摩地区水道経営改善基本計画に基づく都営水道事業の事務委託解消への対応については、平成22年度に事務委託方式解消のための所要の手続が完了し、徴収系に係る業務を東京都に移行しました。深井戸の適正な維持管理に

については、水源井掘り替え工事、水中ポンプの取り替え工事及び水源井更生工事を実施し、水源井の統廃合を行いました。

2 下水道と雨水浸透

まちづくり指標の達成状況は、雨水浸透ますの設置数（協働指標）については、目標値 48,600 基に対して 51,537 基（106.0%）でした。また、分流式下水道の整備面積（行政指標）については、目標値 149.00ha に対して 152.98ha（102.7%）となっています。2つの指標とも目標値を上回り、これまでの取り組みの成果が表れ、順調な達成状況となりました。

また、平成 20 年度に下水道再生計画（下水道地震対策整備計画）を策定しました。この計画に基づき、地域防災計画に位置付けられた防災拠点周辺の下水道施設の耐震化を、優先順位の高いものから、緊急かつ重点的に推進しています。さらに、平成 21 年度には合流式下水道改善計画を改定し、まちづくり指標である分流式下水道の拡大、ろ過スクリーン等の設置、道路雨水貯留浸透施設の設置など、計画どおり進捗しました。

第5部 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

第1 地域福祉の推進

井の頭地区に続いて、新川・中原地区と西部地区に地域ケアネットワークを設立し、居場所づくりや相談、支え合いなどの活動を支援するとともに、東部地区にも地域ケアネットワークを設立し、地域に暮らす人々が支え合うための「共助」の仕組みづくりに取り組みました。一方、傾聴ボランティア、認知症キャラバンメイト、認知症サポーター、地域福祉ファシリテーターの養成講座や、三鷹ネットワーク大学推進機構と連携した地域福祉人財基礎講座等を開催し、地域福祉活動の担い手となる人財の養成とその活動を支援しました。また、災害時に高齢者や障がい者等の安否確認や避難支援を行うための地域サポートシステムの確立に向け、3町会と協働して「災害時要援護者支援モデル事業」を実施しました。これを踏まえて、災害時要援護者支援事業方針案を検討・作成し、「災害時避難支援プラン（全体計画）」に反映させました。

一方、都市施設のバリアフリー化を推進するため、JR三鷹駅構内のエレベーター等の整備を支援するとともに、高齢者や障がい者が民間賃貸住宅へより円滑に入居でき、安心して住み続けられるよう、支援の充実を図りました。なお、福祉の自己評価システムの導入は実現していませんが、平成 16 年度から導入した第三者評価を受審し、その評価結果を検証することにより、福祉サービスの質を確保できるものと考えています。

第2 高齢者福祉の充実

第四期介護保険事業計画（平成 21～23 年度）を策定し、介護保険施設の整備や介護サービスの充実等を図りました。平成 22 年5月には、新川島屋敷地区にユニット型の特別養護老人ホームを誘致し、施設待機者の解消を図るとともに、同施設内に7つ目の地域包括支援センターを設置し、市内7つの日常生活圏域（コミュニティ住区）を軸とする地域ケア推進体制の基盤を整備しました。平成 21 年度には、権利擁護センターみたかに成年後見制度推進機関としての機能を付加し、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の活用による、認知症高齢者等への支援制度の充実を図りました。

また、介護予防基本チェックリスト等を実施し、要介護状態等に陥る可能性の高い高齢者を把握するとともに、介護予防事業への参加勧奨を行うなど、保健事業との連携により、高齢者の健康づくりに取り組みました。

第3 障がい者福祉の充実

第1期（平成 19～20 年度）及び第2期（平成 21～23 年度）障がい福祉計画を策定し、事業を推進しました。計画の策定にあたっては、障がい当事者を含む市民、団体、機関などの委員で構成する検討市民会議を設置し、協働で検討を進めました。平成 19 年度には障がい者を含む障がい福祉関係者を構成員として「障がい者地域自立支援協議会」を設置し、相談体制の充実を図りました。また、わかりやすい情報提供として、「みたかバリアフリーガイド おでかけ情報」をホームページに掲載し、全ての方が安心して気軽に外出できるよう情報の提供も始めていま

す。日中活動の場の整備については、社会福祉法人等が建設する事業所に対し、建設のための補助を実施する一方、「星と風のカフェ」を開設するなど、障がい者の工賃アップにつながる事業に取り組みました。

なお、北野ハピネスセンター幼児部門については、その機能を新川防災公園・多機能複合施設(仮称)へ移転することとしました。

第4 生活支援の充実

生活保護受給者のための自立支援プログラムに基づき、就労支援事業については、まちづくり指標の目標値を達成できました。また、平成 22 年度から開始した3つの自立支援プログラム(健康管理・金銭管理・子ども若者の各支援事業)では、社会生活や日常生活を送るための支援が、自立支援員や関係機関との連携により行われました。今後も多様な自立支援プログラムを活用し、受給者の自立の促進を図ります。

国民年金の相談窓口については、機能の充実を図るため、嘱託職員に社会保険労務士有資格者を配置するなどし、専門性を高めた結果、市民満足度の向上につながりました。

国民健康保険制度については、負担の公平性及び財政の健全化を図るため、この間数回の保険料の改定を実施するとともに、納付機会の拡大を図るため、コンビニエンス・ストアでの収納及びマルチペイメントネットワーク収納サービスを導入しました。

平成 20 年4月に創設した後期高齢者医療制度においては、新制度の周知に努めるとともに、保険証の引き渡しや保険料の徴収等の業務について適切に実施しました。

第5 健康づくりの推進

平成 20 年度より特定健康診査・特定保健指導を開始しました。対象者への個別通知や未受診者への勧奨など、特定健康診査等実施計画に基づく年度ごとの目標達成に努めています。また、母子保健については、妊婦健康診査の公費負担を 14 回に拡充するとともに介護予防事業については、要介護・要支援の恐れのある 65 歳以上の高齢者について、運動機能や口腔機能、認知症予防等の教室を拡充し、参加者の拡充に努めました。

健康づくり事業については、コミュニティ住区における地域活動や住民協議会との連携で、料理教室、健康教室、ウォーキング大会等を実施しています。さらに、がん検診受診率を向上させるため、受診者枠を拡充するとともに女性特有がんの検診を促進しました。

なお、世界的に猛威を奮った新型インフルエンザ(A/H1N1)については、新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、関係機関等との連携を密にするとともにワクチンの接種助成を行うなど、感染拡大を防ぐための取り組みを推進しました。

第6部 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

第1 子どもの人権の尊重

子ども施策の充実を図るため、組織改正を行い、平成 22 年4月1日より子ども政策部を設置しました。

子どもたちが未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともに健やかに成長していくことができるよう、子どもと大人の共通目標として「三鷹子ども憲章」を平成 20 年6月に制定し、普及・啓発に努めました。各小中学校においても、いじめの未然防止、早期発見、対応に向け、憲章の実践に取り組んでいます。子ども家庭支援センターにおいては、関係機関や専門家との連携による子どもの相談に関する総合的なネットワーク機能の活用を図るとともに、「子ども虐待防止対応マニュアル」や「こども SOS カード」の作成等により、児童虐待の早期発見・早期対応から家庭復帰後の見守りや問題を抱えた家庭への支援を拡大しました。

総合教育相談室では、平成 19 年6月に教育支援プランを策定し、乳幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応える教育支援の推進に努めました。平成 20 年度からはスクールソーシャルワーカーを配置し、学校だけでは支援が困難で家庭支援が必要な児童・生徒に対して、福祉・保健・医療機関等と連携して支援を行いました。

第2 子育て支援の充実

平成 20 年度に子ども・子育て支援に関する今後の施策の指針となる「子育て支援ビジョン」を、平成 21 年度に次世代育成指針の具体化を図る「次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定しました。

在宅子育て支援を強化するため、子ども家庭センターや親子ひろば事業等の充実を図りました。子育て不安や孤立感の解消を図るため、保護者同士の交流の場を提供しています。

待機児童の解消への取り組みとして、民間保育施設の開設、増築、分園の設置支援、定員の弾力運用等により一定の定員増を図りました。また、施設の耐震性確保の視点から、中央保育園及び母子生活支援施設の建替えを実施し、あわせて保育定員の拡充を行いました。学童保育所については、待機児童の解消と児童1人あたりの適正な保育面積の確保、施設の老朽化を解消するため、4施設の改修、整備等を行い保育環境の向上に努めました。

第3 魅力ある教育の推進

「教育ビジョン」に基づき、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の全市展開及び推進・充実」を核に、基本的な力をつけるための多様な学習機会の提供に取り組んできました。コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫校については、平成 18 年度に「にしみたか学園」を開園し、平成 21 年度には市内の全中学校区で7学園として全市展開となりました。また、主要事業として実施してきた情報教育の推進、幼保小連携、教育ビジョンと教育支援プランの推進、地域との連携による学校教育の推進等、三鷹らしい教育を展開する中で魅力ある教育の推進を図り、それぞれの事業を効果的に展開するためのシステムを構築してきました。これにより児童・生徒の教育が教育内容と教育環境の両面で充実し、目標は概ね達成できたと考えています。特に、小・中学校の教員間、学校間等の情報連絡の円滑化と校務の効率化を図る教員用コンピュータ等の整備について計画以上に達成することができました。

第4 安全で開かれた学校環境の整備

学校施設の耐震化率は、目標値を若干下回る 90.0%となりましたが、校舎等の建替えも含め、平成 24 年度末で100%となる見込みです。東台小学校については平成 23 年3月に工事が完了し、5月から新校舎で授業が開始されています。校庭芝生化の推進については、予定2校を上回る4校の整備を完了しました。

子どもたちの安全を確保するため、全市立小学校に学校安全推進員(スクールエンジェルス)を配置し、全市立小中学校に防犯カメラを設置しています。みたか子ども避難所については新たな登録世帯もあり、充実が図られています。

学校図書館の地域開放は、全市立小・中学校で毎週土曜日に実施しています。また、地域子どもクラブ事業については、放課後子どもプランに基づき、地域子どもクラブと学童保育所の連携を図りながらそれぞれの機能を活かした放課後対策事業に取り組んでいます。

第7部 創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる

第1 生涯学習の推進

1 生涯学習活動

みたか生涯学習プラン 2010 に基づき、「いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも」学ぶことができるよう、生涯学習の推進を図りました。日頃から市民ニーズの把握を心がけるとともに、学校施設開放事業や一日家庭教育学級を実施するなど、地域と連携した生涯学習の推進に努めました。また、生涯学習情報ネットワークの充実を図るため、平成 19 年3月に生涯学習情報システムをリニューアルしました。インターネットによる施設・講座予約が可能となり、市民への情報提供が拡充しました。さらに生涯学習計画推進会議設置要綱を制定し、庁内の関係部課と一層の連携が図られました。

平成 17 年に設立した三鷹ネットワーク大学では、民学産公の協働の取り組みとして市内外のような教育機関等と連携した事業を展開しています。各種講座や人財育成事業などの教育・学習機能、まちづくり総合研究所や民学産公協働研究事業など研究・開発機能及び窓口・

ネットワーク機能を発揮しながら運営しています。

2 図書館活動

開館時間の延長及び開館日の拡大については、本館と三鷹駅前図書館で平日の午後8時まで延長するとともに、各館の開館日数を順調に増やしてきました。図書館の情報拠点化の取り組みとして、図書館コンピュータ・システムの再構築により、リライトカード導入や館内利用者用端末機の増設、移動図書館車への移動体通信の導入、インターネットや携帯電話サイトによる在庫資料予約の開始等の新機能を追加しました。また、ICタグシステムを中心にカウンターレスの仕組みを実現し、利用者への貸出・返却・予約に係る自動化などのサービス向上を図るとともに、管理運営形態の見直しによる職員定数削減を同時に行うことができました。連携事業についても、コミュニティ・センター3館及び杏林大学医学図書館との連携ができるようになり、成果がありました。アジア・アフリカ文化財団との協働により取り組む南部図書館(仮称)の整備について、平成19年度より、検討を進めてきました。国の公益法人改革の実施に伴い、同財団の新公益法人への移行を踏まえて整備を進める必要が生じ、計画期間内には整備に至りませんでした。特色ある市立図書館の整備を目指した検討、協議を進めました。

第2 市民スポーツ活動の推進

平成19年3月から導入したスポーツ情報予約管理システムは、順調に稼働しています。施設利用後に納付する口座振替も適正に行われ利便性の向上を図るとともに、利用者のニーズに対応した適正な稼働と運用に努めました。総合型地域スポーツクラブについては、モデルクラブの実施種目が増え、継続したスポーツ活動が行われています。全市的な展開については、地域と連携したスポーツ活動のあり方などを検討しました。

総合スポーツセンター(仮称)の建設については、都市再生ビジョンに基づいて策定された「市民センター周辺地区整備基本プラン」を踏まえ、東京多摩青果(株)三鷹市場跡地に「健康・スポーツの拠点」となる、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)を整備することになりました。

大沢総合グラウンドは、都の公園整備計画にあわせて、テニスコート、サッカー・ラグビー場、管理棟、野球場・ソフトボール場の整備を完了し、リニューアルオープンしました。

平成25年に東京都で開催されるスポーツ祭東京2013については、21年度に準備委員会を設立した後、22年度に実行委員会へ改組し、運営体制の確立を図りました。

第3 芸術・文化のまちづくりの推進

平成20年度の太宰治没後60年、平成21年度の生誕100年を記念して、平成20年3月に太宰治文学サロンを開設しました。平成22年度には、市制施行60周年記念事業として、三鷹ゆかりの文化人に焦点をあてた事業展開を図りました。また、平成20年5月から、山本有三記念館の入館料有料化に取り組み、収入の確保及び展示やガイドボランティアの充実を図りました。なお、記念館の保全の必要性については認識していますが、保育園や学校施設等の維持・保全を優先したため、現時点では取り組みが進んでいません。

絵本館プロジェクトの推進では、市内各地域で活動の担い手養成講座を実施し、現在では、市内5地域で活動を行っています。また、プロジェクトの拠点として平成21年7月に、国立天文台敷地内に「三鷹市星と森と絵本の家」を整備し、国立天文台や市民との協働により特色ある運営を開始しました。

エコミュージアム事業の取り組みとして武蔵野地域を代表する貴重な文化遺産である「大沢の里水車経営農家」は、平成21年度に水車稼働整備工事を行い、日本機械学会から機械遺産の指定を受けました。平成22年11月より一般公開を有料で開始しています。また、「大沢二丁目古民家(仮称)」は、平成21、22年に復原修理に向けた地盤調査・基本設計・実施設計を行いました。

第8部 ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる

第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進

住民協議会の活性化を図るため、事務局職員の人事任用制度について、人事制度検討委員会を設置して報告書をまとめました。平成 22 年 10 月から、住協間において派遣研修を開始しています。

市民協働センターは、施設運営のさらなる充実を図るため、平成 19 年度に事務局に市職員と市民スタッフによる協働運営方式を開始し、平成 21 年度からはNPO法人市民協働ネットワークを指定管理者とする運営方式へと移行しました。各種講座やNPOフォーラムの実施等をはじめ、数多くの事業において市内の人財や団体等を活用し、活動の場を提供するとともに、様々な協働事業を実施しました。

民学産公の協働による調査研究事業として、三鷹まちづくり総合研究所を三鷹ネットワーク大学推進機構と共同で設置しました。地域課題や政策課題について調査研究を行っています。また、地域の知的資源を活用し、三鷹ネットワーク大学推進機構、国立天文台と協働で地域再生計画「科学技術と科学文化を活かしたまちづくり」に取り組みました。科学技術を産業に活かせる人材育成や、科学文化普及のための人材育成を進めています。

第2 「21 世紀型自治体」の実現と都市自治の確立

自治基本条例を平成 18 年 4 月に施行するとともに、自治の定着と推進を図るため、パブリックコメント制度や市民会議・審議会等の活性化など、多元的、多層的な市民参加を推進しました。特に、無作為抽出で選ばれた市民どうしが、三鷹のまちづくりについて討議する「みたかまちづくりディスカッション」の開催は、協働のまちづくりのさらなる拡大の手法として、その意義と効果が認められ、その取り組みは「三鷹方式」として全国に広がっています。

行財政改革については、行財政改革アクションプラン 2010 の諸課題の着実な取り組みを進め、健全な財政基盤を維持するため、経費の削減、歳入の確保に努めました。一方で、コストを抑えつつも質の高い公共サービスを提供するため、市業務の民営化・委託化を進めました。さらに、職員定数についても不断の見直しを行い、平成 7 年度以降、全国の他の自治体に先行して計画的な見直しに取り組んでいます。また、リーマンショック後の厳しい財政環境に対応するために事務事業総点検運動に取り組み、徹底した事業見直しや予算のスリム化を行いました。

市の最重点課題の1つである「都市再生」の取り組みは、都市再生ビジョンに基づき、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の整備を中心に進めています。また、ファシリティ・マネジメント（注1）の視点から、公共施設の効率的な維持・保全・活用に向け、公共施設の情報を一元的に管理するデータベースシステムの構築に取り組みました。

（注1）ファシリティ・マネジメント：企業や団体などが所有する施設とその環境を最適に保つために、多面的な知識・技術を活用して効率的・効果的に管理運営する活動をいいます。施設全体について、その配置や利活用も含め、総合的かつ経営的視点に立つとともに、将来変化にも対応し得る長期的視野に基づく取り組みを進めることが特長です。また、施設の不具合が顕在化してから修繕等を行う「事後保全」の対応ではなく、ファシリティ・マネジメントでは計画的に対応する「予防保全」の取り組みが重要とされています。

第6 計画の前提となる7つの潮流と施策の方向

第4次基本計画の策定にあたっては、この7つの潮流を、計画全体を通じて考慮すべき要素として認識するとともに、政策的課題として総合的に対策を講じていく必要があります。

1 東日本大震災の発生と危機管理意識の高まり

平成 23 年 3 月 11 日に未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、多くの人命と財産を奪い、人々に深い悲しみと痛みをもたらしました。三鷹市においても震度 5 弱を記録し、公共施設や家屋等の一部に被害が生じたほか、計画停電や放射性物質に対する不安など市民生活に大きな影響をもたらしました。また今後、マグニチュード 7 程度の地震が 30 年以内に南関東で発生する確率は、70%程度といわれています。

東日本大震災によって市民の危機管理に対する意識は非常に高まりましたが、震災の教訓は速やかに活かされなくてはならず、自治体の役割としても、市民への適切な情報伝達、飲料水・生活用水の提供、学校・保育園等における保護者との緊急連絡、避難所における避難者・必要物資に関する情報収集、車両・自家発電用燃料の確保、帰宅困難者対応など多岐にわたります。

また近年では、地震の他にも、都市型水害をもたらす、いわゆるゲリラ豪雨、新型インフルエンザ、食品偽装、振り込め詐欺や子どもを狙った犯罪の発生など、私たちの生活の安全安心を脅かす多くの事件・事象が発生しています。

このように自然災害から感染症等に至るまで、起こり得る多様な事態に対し、迅速かつ確実に対応するために、市民の防災力と行政の危機管理能力の向上が求められています。

2 公共施設の更新時期の到来

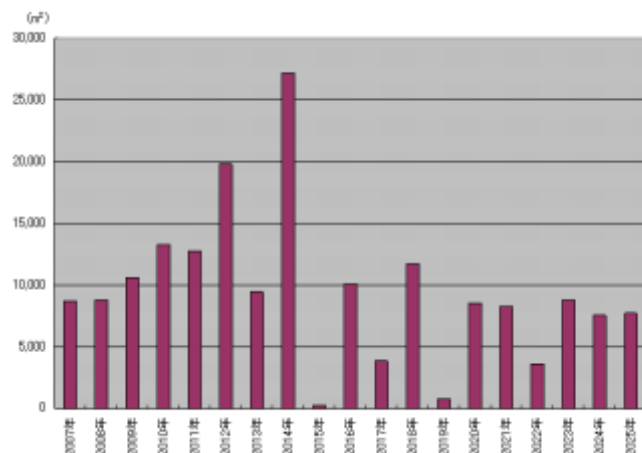
三鷹市においては、築 40 年を迎える施設の延面積が、平成 26 年(2014 年)にピークに達し 25,000 ㎡を上回ります。その後も毎年、ほぼ 10,000 ㎡近い水準で公共施設が築 40 年を迎えることになります。

このような状況に対し、三鷹市では、平成 21 年 3 月に策定した「都市再生ビジョン」を踏まえ、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業など公共施設の効果的な維持・保全・活用に向けた取り組みを進めてきました。また、安全安心の視点からも、小中学校やコミュニティ・センターなどの公共施設の耐震化にも積極的に取り組んできました。

今後も公共施設の耐震化を進める一方、施設データベースの整備、公共資産の管理体制の整備を図り、公的不動産の合理的な所有や利用形態を最適化する「公的資産のマネジメント」(PRE-パブリック・リアル・エステート)の確立を図り、市が保有する不動産の合理的な利活用を進める必要があります。また、市財政が厳しい状況のなか、ファシリティ・マネジメントの視点を重視した施設更新のあり方を検討することが求められています。

さらに東日本大震災によって、公共施設だけでなく、民間建築物の耐震化の重要性も再認識されています。木造密集地域や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化などが重要な課題となっています。

三鷹市の築 40 年を迎える施設の延面積



3 地域に暮らす人々の「共助」の仕組みづくり

近年急速に少子高齢化が進み、高齢者の単身世帯が増加する中で、「無縁社会」というメディアの表現に象徴されるように、地域での人々のつながりの希薄化や空洞化が進行する傾向にあります。男女共に平均寿命が長い傾向にある三鷹市でも、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯が増加する傾向にあります。また、核家族化が定着し、子育ての知恵が伝承されにくい環境の中で子育てをしている若い世代が一般的になっています。従来、家族、地域、会社で担ってきた、いわば目に見えない社会保障は、これまでの機能を失いつつあります。

そこで、少子高齢化が進展する地域において、住民同士の「支え合い」による新たな「共助」の仕組みが重要になっています。また、東日本大震災を通して、困った時は助け合う「共助」の仕組みや助け合いの精神などの「ソーシャル・キャピタル(社会的資本)」の重要性が再認識されています。

三鷹市では「コミュニティ創生」の取り組みの一環として、住民協議会をはじめとする地域の市民、関係団体等が連携してネットワークを形成し、地域での課題解決に向けて協働して取り組む地域ケア推進事業を展開してきましたが、全市展開に向けた取り組みと事業内容のさらなる充実が求められます。さらに、高齢者や子育てをしている若い世代のほかに、障がい者、求職者、低所得者、そして社会的に孤立状態にある人への支援を含めた広義のセーフティーネットの構築に向けた取り組みが自治体や地域社会に求められています。また、世代間コミュニケーションの再構築により、3世代、4世代が交流し生活できるような、「みんなが一緒にいる」まちづくりが求められています。

4 進展する高齢化への対応

本市における急速な高齢化の進行と生産年齢人口の減少は、市財政の歳入と歳出の両面に大きな影響を及ぼすことが予想されます。市はこれまで、高齢化の進展する中で、必要なサービスが必要な人に確実に届くよう、福祉サービスの充実に努めてきました。

今後は来るべき人口減少時代も視野に入れて、高齢者も含めた様々な世代の市民が生きがいを持って暮らせるよう、それぞれが持つ知識や経験を活かし、能力を発揮しながら活躍で

きような施策の取り組みが一層求められます。例えば、三鷹市はこれまで SOHO 支援事業を先駆的に進めてきましたが、今後、主婦(夫)やリタイアした高齢者が支援を受けて起業すれば、実質的な生産年齢人口の増加となり、財政面への影響とともに、社会的・地域的課題解決への効果も期待される重要な取り組みとなると考えられます。

同時に、医療との連携強化、介護サービスの充実、高齢者の住まいの整備、バリアフリーの推進など、高齢者の日常生活を支える都市機能の強化も重要であり、住み慣れた地域社会の中で安全で安心な老後生活を過ごすことができる、「理想の長寿社会」の実現が求められています。



5 子育て支援施策の拡充と生産年齢人口層の市民に選ばれるまちづくり

長引く景気の低迷などの影響もあり、女性の就労・共働き夫婦の増加に伴い保育園や学童保育所での保育ニーズは高まる一方です。また、少子化・核家族化、地域との結びつきの希薄化が進み、育児への不安の解消、地域での子育て支援など、在宅の子育て支援が求められています。

三鷹市では、これまで民間活力の導入などにより平成15年4月から平成23年4月までに約800人の保育可能人員の拡大を図ってきましたが、引き続き、保育所待機児童の解消に取り組むとともに、すべての子育て家庭及び子どもや若者を視野に入れた多様な支援サービスの提供に向けて、子ども家庭支援センターの強化、児童館機能の充実などを図ることが大切です。

平成 7 年(1995 年)と平成 17 年(2005 年)の国政調査における市の人口構成を比較すると、10 年の間に 10 代から 30 代までの世代が大きく減少しています。未来の三鷹のまちづくりを担う子どもたちを育み、また若い世代に住みたいと思われるまちを創るためにも、保育施策を始めとした子育て支援施策や、教育施策の更なる拡充が必要です。

さらに、少子高齢化と人口減少時代においては、企業誘致や優良な住宅開発の誘導とともに、選ばれる・魅力あるまちづ

くりを進めて生産年齢人口層の市民の増加を図ることが、市の財政力と人財力の維持・向上のためにも重要です。



三鷹市の近年の年齢階級別人口の推移

6 低炭素都市、持続可能なサステナブル都市への転換

平成 9 年に開催された地球温暖化防止京都会議において、日本の温室効果ガス排出量を平成 20 年(2008 年)から平成 24 年(2012 年)までに平成 2 年(1990 年)レベルから 6%削減するという目標が決められましたが、排出量は、現在もこの基準を上回ったまま推移しています。

将来世代に地球温暖化などの影響を及ぼさないためにも、低炭素社会、資源循環型社会への転換が必要です。震災と原子力発電所の事故による電力不足によって、人々の省エネルギーへの意識が高まっている機会を捉えて、事業者だけでなく個人のライフスタイルの転換も含めた取り組みを進めていく必要があります。

省エネルギーへの取り組みと再生可能エネルギーの利用拡大、環境負荷の少ない公共交通機関の整備や快適な歩行・自転車走行空間の整備など、次代の環境都市へとつながる新たな環境施策の展開が求められています。

さらに、「環境問題」「経済の活性化」「社会問題の解決」など三つの要素について個別ではなく、すべてを「統合的」に包含して、持続可能な都市、即ち「サステナブル都市」を目指す EU の都市の政策も参考にして、後世に環境や財政悪化のツケを残さない、三鷹独自のサステナブル政策も必要となっています。

7 協働領域の拡大と民学産公による協働のまちづくり

第 3 次基本計画の策定以降、市民協働センターを開設し、自治基本条例を制定するとともに、無作為抽出の公募委員方式による市民会議・審議会の運営やパブリックコメント制度、パートナーシップ方式など各種の自治・分権の制度や仕組みの具体化を進めてきました。その結果、市民会議・審議会の活性化や計画等の推進体制の強化が進むなど、「参加と協働の日常化」が推進され、市政を着実に前進させつつあります。今後もこの多元的、多層的な市民参加の手法を重視した取り組みを推進する必要があります。

協働領域が拡大するなか、住民協議会や町会・自治会等の地域自治組織の活動支援やコミュニティ・スクールの充実・発展など、今後もコミュニティの視点を基礎に置きながら、市域全体としての視点からも地域の人財、情報、歴史、文化、自然環境、民間活力などのあらゆる資源を活用することが必要です。

また、まちの活力を高めるため、(株)まちづくり三鷹、三鷹ネットワーク大学推進機構、みたか都

市観光協会、市民協働ネットワーク、花と緑のまち三鷹創造協会等や、多様な団体との民学産公が連携した参加と協働のまちづくりをさらに強化することや、福祉、環境、まちづくりなどの課題に応じた市民団体・NPO との連携も重要になっています。

さらには、東日本大震災によって、自助・公助・共助による、連携と協働による防災都市づくりの重要性が改めて認識されています。